

令和3年度省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金の申請にあたって

1 概 要

この制度は、CO₂ネットゼロ社会づくりの推進、地域経済の活性化および災害時における代替エネルギーの確保等の防災対策を推進する観点から、中小企業者等の振興と経営の安定および省エネ・再エネ等設備の導入を支援します。

2 補助対象事業および要件

(1) 補助対象事業

①省エネ設備の導入

ただし、過去に省エネ診断（※1）の実績のある法人等のエネルギー管理士等の有資格者による省エネ診断において助言、提案を受けた省エネ対策につながる設備に限る（次のいずれかに該当するものを除く。）

（ア）生産設備および事務用機器

（イ）国または国の関連団体の補助金の交付を受ける見込みである設備

②再エネ等設備の導入

詳細については表1のとおり

◆留意事項

- ・ 補助対象は未着手のものに限ります。交付決定後に事業に着手（発注）してください。
- ・ 中古品への交換は対象となりません。
- ・ 発電電力の売電等、営利目的が明らかになった場合は適用外とする場合があります。

（※1）省エネ診断とは、「過去に省エネ診断の実績がある診断機関のエネルギー管理士等の資格を持つ専門家が、補助事業者が整備を行おうとする事業所全体の設備等の稼働状況およびエネルギー使用量について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、更なるエネルギーの使用の合理化が図られるべく、設備・機器の整備についてエネルギーの使用削減量や二酸化炭素の排出削減量の推計を含む提案が行われているもの」を言います。現在、（公財）滋賀県産業支援プラザでは、中小企業の省エネ診断支援事業（定数になり次第終了）を実施していますので、ご利用ください。

URL：<https://www.shigaplaza.or.jp/sonota-hanro-210604-1217/>

（参考）省エネ・節電ポータルサイト URL：<https://www.shindan-net.jp/> ※診断に要する期間は実施機関にお尋ねください

(2) 採択の判断基準

原則として、再エネ等設備費用対効果の高い事業を優先的に採択しますが、その他の要因（例：債務超過で経営の改善が見込まれない 等）で事業計画の遂行に支障があると認められる場合は不採択となる場合があります。

◆留意事項

令和4年2月28日までに事業を完了（事業費の支出も含む。）する必要があります。

3 補助対象事業者

次のいずれにも該当する事業者とします。

- (1) 中小企業者等であって滋賀県内に事業所等を有する事業者
- (2) 県税に滞納がない事業者および事業活動において関係法令等の規定に基づく許認可等の必要な手続きを了している事業者
- (3) 補助対象事業を実施しようとする事業所について、滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例第22条により事業者行動計画の提出を行った事業者（ただし、再エネ等設備のみ導入する場合は除く。）

◆留意事項

- ・事業者行動計画の任意提出者が対象となります。（8月以降の提出も可能です。）
- ・補助を受けようとする事業者は、設備の整備を行おうとする事業所について事業者行動計画を提出していただく必要があります。
- ・事業者行動計画に定める取組内容に補助対象事業を盛り込んでいただく必要があります。
- ・交付申請時には提出済みの事業者行動計画が必要となりますが、事業の採択申請時点では提出予定のものとの添付で構いません。

※上記4点は、本補助金の交付を受けようとする場合の要件であって、事業者行動計画の制度自体に係る要件ではありません。

【事業者行動計画について】

事業者行動計画を提出されますと、毎年度、計画期間に係る報告書の提出が義務づけられ、計画内容や報告内容が県により公表されることとなります。

「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」や「事業者行動計画」に関する詳細は、以下のサイトにてご確認ください。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/ondanka/304120.html>

また、「事業者行動計画書の作成にあたっての注意事項（補助金申請者用）」も併せてご覧ください。

- (4) **省エネ設備**補助対象事業を実施しようとする事業所等について、省エネ診断を受けた事業者（ただし、事業所等の新設にあわせて**再エネ**補助事業を実施する場合は除く。）
- (5) 過去に滋賀県民間事業者省エネ設備整備事業補助金、滋賀県民間事業者省エネ設備整備モデル事業補助金、滋賀県民間事業者ピーク対策・省エネ設備導入加速化事業補助金、滋賀県民間事業者省エネ・ピーク対策設備導入加速化事業補助金または滋賀県省エネ設備導入加速化事業補助金の交付を受けていない事業者（ただし、再エネ等設備のみ導入する場合は除く。）
- (6) 事業者またはその役員等（事業者が法人の場合にあっては役員および支配人ならびに営業所等の代表者、個人にあっては営業所等の代表者をいう。）が、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。

以下この号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下

同じ。)

イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

キ イからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

【参考】「中小企業者等」（中小企業経営強化法第2条第2項に規定する中小企業者等ほか）

区 分	資本金の額等	常時使用する従業員
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
組合等、社会福祉法人、特定非営利活動法人、 医業、その他法人格を有する民間事業者	10億円以下	2,000人以下

※ただし、以下の中小企業者等（みなし大企業）は対象から除きます。

- (1) 発行済株式の総数または出資価額の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数または出資価額の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員または職員を兼務する者が役員総数の1/2以上を占めている中小企業者

表 1

区分	補助対象設備		補助要件	補助限度額	
				中小企業者等 (1/3)	指定避難所 (1/2)
①	省エネ設備	過去に省エネ診断の実績のある法人等のエネルギー管理士等の有資格者による省エネ診断において助言、提案を受けた省エネ対策につながる設備の整備	(1) 補助対象事業により次のいずれかの要件を満たすこと ① 対象事業所全体の前年度エネルギー使用量に比べて5%以上の削減が見込まれること ② 対象事業所全体で100GJ以上のエネルギー使用量の削減が見込まれること	100万円 ただし、エネルギーの種類ごとに表2に掲げる換算係数により算出した事業所全体のエネルギー使用量（以下「エネルギー使用量」という。）の削減量1GJ当たり1万円を超えない範囲とする。	
②	発電設備	太陽光発電	(1) 蓄電池または①の省エネ設備を同時整備すること	発電出力1kWあたり7万円を乗じて得た額（上限100万円（60万円※1））	発電出力1kWあたり10万円を乗じて得た額（上限150万円（90万円※1））
			(2) 自立運転機能を有していること（既設太陽光発電設備において、パワーコンディショナーに自立出力機能がない場合に、自立出力付きのパワーコンディショナーに更新し、蓄電池を導入する場合も対象とする。）		
(3) 発電出力5kW以上であること					
(4) 蓄電池は総蓄電容量3kWh以上であること					
③	再生可能エネルギー等設備	風力発電	(1) 発電出力1kW以上であること	100万円	150万円
		小水力発電	(1) 発電出力1kW以上1,000kW以下であること	200万円	300万円
		バイオマス発電	(1) バイオマス依存率60%以上であること		
			(2) バイオマスの調達見通しが長期間あること		
			(3) 副燃料として石油起源の燃料を常時使用することを前提とするものでないこと		
		太陽熱利用	(1) 集熱器総面積5㎡以上であること	200万円	300万円
			(2) JIS A 4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有する設備であること		
		バイオマス熱利用	(1) バイオマス依存率60%以上であること	200万円	300万円
			(2) バイオマスの調達見通しが長期間あること		
			(3) 副燃料として石油起源の燃料を常時使用することを前提とするものでないこと		
			(4) 紙・パルプの製造工程で発生する黒液を回収し熱利用に利用するものでないこと		
		地中熱利用	(1) 暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有する設備であること	200万円	300万円
			(2) ヒートポンプを設置する場合は、冷却能力または加熱能力が5kW以上であること		
		下水熱利用	(1) 下水道施設から熱交換機を用いて下水熱を利用する設備であること	200万円	300万円
(2) ヒートポンプを設置する場合は、冷却能力または加熱能力が5kW以上であること					
その他熱利用	※2	100万円	150万円		
燃料製造設備	バイオマス燃料製造	(1) バイオマスの調達見通しが長期間あること	100万円	150万円	
		(2) 薪、木炭の製造設備ではないこと			
革新的なエネルギー高度利用技術	ガスコージェネレーション	(1) 発電出力5kW以上であること	200万円	300万円	
	燃料電池		200万円	300万円	
	蓄電池	(1) 発電設備（太陽光発電を除く。）と同時設置または既設発電設備に接続する場合に限ること※3	蓄電容量1kWhあたり5万円を乗じて得た額（上限50万円）	蓄電容量1kWhあたり7万円を乗じて得た額（上限75万円）	
		(2) 総蓄電容量は3kWh以上かつ発電設備の発電出力の同等以下であること			
次世代自動車+V2H	(1) 次世代自動車は電気自動車、プラグインハイブリッド自動車または燃料電池自動車であること		150万円		
	(2) V2Hは次世代自動車からの電力を分電盤を通じて施設用電力として利用できるシステムであること				

上記以外の要件

(1) 過去に県から省エネに資する設備導入に対する補助金の交付を受けている者および国または国の関連団体からの補助金の交付を受ける見込みがある者は補助対象外とする。(①)

(2) 事業者行動計画に定める取組内容に補助対象事業が盛り込まれていること(①)

(3) 補助金の交付を受けた発電設備で発電した電力は自家消費すること。ただし、余剰電力の売電は差し支えない。なお、1事業所あたり、年間3,600kWh以上の電力を自家消費することとする。(②、③)

(4) バイオマス燃料製造設備において製造された燃料を他社に供給(販売)する計画の場合は、その供給先(複数の供給先で過半を占める場合は、複数の供給先)との共同申請であること。ただし、製造された燃料の過半を自家消費する場合は、単独申請で可とする。(③)

(5) 補助対象設備の発注(契約)先の事業者および施工を行う事業者は、県内に本社または支店等の事業所を有する事業者であること。ただし、県内に発注または施工できる事業者がない場合は、この限りでない。(①～③)

(6) 以下の事業については、補助対象外とする。

過去に滋賀県民間事業者省エネ設備整備事業補助金、滋賀県民間事業者省エネ設備整備モデル事業補助金、滋賀県事業用再生可能エネルギー等導入促進事業補助金、滋賀県事業用再生可能エネルギー・高度利用技術導入加速化事業補助金、滋賀県民間事業者分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金、滋賀県あんしんエネルギー施設支援事業補助金および滋賀県分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金の交付を受けて導入した設備の更新(②、③)

(7) 当年度内に補助金の交付を受けることができる設備は、**1事業者**あたり補助対象設備のいずれか1つとする。(①および②の組み合わせは除く)

※1 既設太陽光発電設備において、パワーコンディショナーに自立出力機能がなく、自立出力付きのパワーコンディショナーに更新し、蓄電池を導入する場合の限度額

※2 その他熱利用については、個別の事業計画による判断とします。

※3 発電設備で発電した電力の全部または一部を蓄電池(車載用を含む。)に充電するとともに、充電した電力をその施設で消費することが可能であることが必要です。

4 補助対象経費

補助対象事業を行うために直接必要な経費とし、本事業で使用されたことを証明できるものに限ります。

◇「直接必要な経費」

本工事費、付帯工事費、設備費をいいます。

◆留意事項

- ・消費税および地方消費税は対象外とします。
- ・対象経費の総額が60万円を下回る事業については、補助の対象としません。

表 2

エネルギーの種類		単位発熱量			
		数値	単位		
燃 料 お よ び 熱	原油（コンデンセートを除く。）		38.2	GJ/kl	
	原油のうちコンデンセート（NGL）		35.3	GJ/kl	
	揮発油		34.6	GJ/kl	
	ナフサ		33.6	GJ/kl	
	灯油		36.7	GJ/kl	
	軽油		37.7	GJ/kl	
	A 重油		39.1	GJ/kl	
	B・C 重油		41.9	GJ/kl	
	石油アスファルト		40.9	GJ/t	
	石油コークス		29.9	GJ/t	
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）		50.8	GJ/t
		石油系炭化水素ガス		44.9	GJ/千 m3
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）		54.6	GJ/t
		その他可燃性天然ガス		43.5	GJ/千 m3
	石炭	原料炭		29.0	GJ/t
		一般炭		25.7	GJ/t
		無煙炭		26.9	GJ/t
	石炭コークス		29.4	GJ/t	
	コールタール		37.3	GJ/t	
	コークス炉ガス		21.1	GJ/千 m3	
	高炉ガス		3.41	GJ/千 m3	
	転炉ガス		8.41	GJ/千 m3	
	その他の燃料	都市ガス		45.0	GJ/千 m3
	産業用蒸気		1.02	GJ/GJ	
	産業用以外の蒸気		1.36	GJ/GJ	
	温水		1.36	GJ/GJ	
冷水		1.36	GJ/GJ		
電気	電気事業者	昼間買電	9.97	GJ/千 kWh	
		夜間買電	9.28	GJ/千 kWh	

5 補助金採択申請書の提出

本補助金の交付を希望される事業者は、あらかじめ様式第1号により補助金採択申請書を提出してください。(正本1部)

添付書類は以下のとおりです。

- ① 採択チェックシート
- ② 事業計画書(様式第1号別紙1)
- ③ 事業計画書に定めるもの
(事業計画の詳細を説明するために必要な概要図、現況写真、設備の性能に関する資料および設備の整備に要する経費の根拠資料等)
- ④ 省エネ診断の結果書類の写し(注1)
滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例第22条に基づく事業者行動計画書の写し(注2)
- ⑥ 直近2年間の財務諸表
- ⑦ 事業活動の内容を記した書類(会社案内パンフレット等)
- ⑧ 申請者の登記事項証明書(法人の場合)、住民票の写し(個人の場合)またはそれらに相当するもの
- ⑨ 県税の納税証明書(未納がないことの証明)

◇その他必要と認められる書類の提出を求める場合があります。

注1) 事業所等の新設にあわせて事業を実施する場合は除く

注2) 省エネルギー設備を導入する場合のみ

事業採択申請時においては、事業者行動計画書は提出予定のもので構いません。

受付期間は、令和3年10月8日(金)～令和3年11月30日(火)17:00です。

受付期間中は随時受け付けることとし、以下の締切ごとに審査および採択を行う予定です。

3次締切: 10月22日(金)17:00

4次締切: 11月12日(金)17:00

最終締切: 11月30日(火)17:00 **書類必着**

受付期間の最終日17時までには受付を済ませてください。締切間際は、大変混み合いますので、余裕を持った提出を心掛けてください。(書類等に不備がある場合は受付できません。)

補助金採択申請書の提出は、必ず事業計画書に記載された担当者が行うこととし、すべての添付書類を添えて、事前のご連絡と補助金様式のExcelファイルをメールで shoene_saiene@shigaplaza.or.jp へ送信のうえ、正本1部をご持参ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当面の間は郵送での提出も受け付けません。

6 交付申請

事業採択の通知を受けた事業者は、採択の通知の日から1か月以内に、様式第2号により補助金交付申請書を提出してください。（提出方法は採択申請時と同様。正本1部）

なお、交付申請に係る添付書類は以下のとおりです。

- ① **交付**チェックシート
- ② 事業計画書（様式第1号別紙1）
- ③ 事業計画書に定めるもの
（事業計画の詳細を説明するために必要な概要図、現況写真、設備の性能に関する資料および設備の整備に要する経費の根拠資料等）
- ④ 省エネ診断の結果書類の写し
- ⑤ 滋賀県対炭素社会づくりの推進に関する条例第22条に基づく事業者行動計画書の写し※提出後のもの
- ⑥ 直近2年間の財務諸表
- ⑦ 申請者の登記事項証明書（法人の場合）、住民票の写し（個人の場合）またはそれらに相当するもの
- ⑧ 県税の納税証明書（未納がないことの証明）

◇その他必要と認められる書類の提出を求める場合があります。

◆留意事項

- ・5の補助金採択申請時に提出した内容から変更がある場合は、上記のほか変更内容を説明する書類を添付してください。なお、軽微な変更以外は認められません。
- ・②～⑧の書類については、5の補助金採択申請時に提出した内容から変更がない場合は、交付申請書への添付を省略することができます。

7 交付決定後の申請事項等の変更

(1) 事業計画の変更

事業計画書の内容に、次のいずれかの変更をしようとする場合は、あらかじめ事業計画変更承認申請書（様式第3号）を提出し、承認を受けてください。

- ①補助対象経費の総額の20%以上の変更
- ②事業の実施場所の変更
- ③補助対象設備の主要構造または主要機能の大幅な変更
- ④その他計画内容の大幅な変更

(2) 事業の中止（廃止）

事業を中止もしくは廃止しようとする場合は、事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、承認を受けてください。

8 実績報告および補助金の額の確定

補助事業が完了（事業費の支出も含む。）したときは、事業が完了した日から起算して30日以内または令和4年2月28日のいずれか早い日までに、次の①～⑥の書類を添えて、事業実績報告書（様式第6号）を提出してください。

- ① 実績報告チェックシート
 - ② 事業報告書（様式第6号別紙1）
 - ③ 工事証明書（様式第6号別紙2）
 - ④ 支出証拠書類の写し（発注先業者との契約書または契約日が確認できる書類（発注書・請書等）、請求書および領収書の写し等）
 - ⑤ 事業実施の状況がわかる写真（図面、写真等）
 - ⑥ 取得財産等管理台帳（様式第9号）
- ◇その他必要と認められる書類の提出を求める場合があります。

実績報告の提出後、提出書類を審査の上、必要に応じて事業実施状況の現地確認のうえ、補助金の額の確定を行います。

9 交付決定の取消し

補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為等があったときは、交付の決定を取り消すこととなります。

10 事業効果の報告

省エネ設備を導入した場合、事業完了の翌々年度の6月30日（令和3年度分は令和5年6月30日）までに事業の実施によるエネルギー使用の削減量等事業効果を把握し、事業効果報告書（様式第8号）を提出してください。

事業効果が補助の要件に満たない場合は、補助金の交付決定が取り消され、支払済みの補助金の返還となる場合があります。

11 財産の処分の制限

補助事業により整備された設備のうち、その取得価格または効果の増加価格が50万円以上のものについては、法定耐用年数（※3）に相当する期間内に処分等（転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、廃棄）をする場合は、あらかじめ滋賀県産業支援プラザの承認を受ける必要があります。

承認を受ける場合は、財産処分承認申請書（様式第10号）を提出してください。

なお、承認を受けて処分等をしたことにより収入があったときは、財産処分基準に基づき、その収入の全部または一部を滋賀県産業支援プラザに納付していただくことがあります。

（※3）減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数

（例）照明設備：15年、空調設備：（器具及び備品）6年、（建物附属設備）13年または15年

12 事業内容等の公表

補助事業内容や効果等について、HP等で公表を予定しております。

応募・問い合わせ先

滋賀県産業支援プラザ 経営支援部 販路開拓課

〒520-8577 滋賀県大津市打出浜2番1号（コラボしが21 2階）

電話：077-511-1413

FAX：077-511-1418 E-mail：shoene_saiene@shigaplaza.or.jp